

# 森林環境譲与税を活用した 集落等森林整備・環境改善モデル事業 募集について

## 事業の概要

強風・大雨・降雪時に道路（車道・歩道）への倒竹木や枝の垂れ下がりによって、歩行者や車両の通行に支障をきたすことがあります。また、道路標識やカーブミラー等が見えにくくなり、交通事故の原因となります。

私有地に生育している樹木等は土地所有者の管理物であり、道路に隣接する樹木等で、けがや物品の損傷を招く事故が発生した場合には土地所有者が賠償責任を問われる場合があります。

竹田市では、市道に隣接した森林が多く過疎化や高齢化等により、管理が行き届かない箇所があることから市道等周辺の森林環境整備を行います。

## ○補助対象となる森林

- ・ 倒木があった際、生活や交通の支障となるおそれのある「民有林」（庭木、街路樹、果樹園、庭園用樹木などは対象外）

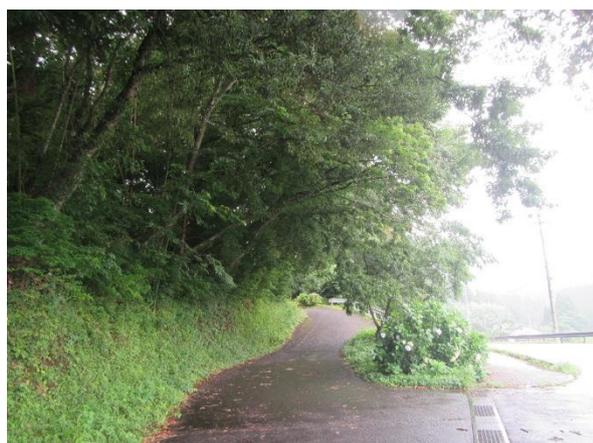
## ○補助対象者

- ・ 自治会、組合等の団体、市民団体、集落協定や集落営農法人

## ○補助対象経費と補助率

- ・ 直営、請負や委託等で支障木の伐採・撤去に要した経費の97%以内を補助（97万円を限度とする）  
※直営施工（申請者が伐採・撤去）の場合、補助の対象となる経費は機械等借上料、燃料費、保険料、労務費等となります。

事業実施前



事業実施後



裏面へ

## ○留意事項

- ・整備面積が1 a (100㎡) 以上であること
- ・伐採後の木竹の処分は申請者で行うこと (処分費は補助対象外)
- ・事業の実施にあたっては補助対象者内の合意形成が図られていること
- ・伐採を予定している土地の所有者と合意形成が図られていること
- ・伐採した立木を販売して収益があった場合は、事業費から差引くこと
- ・直営施工の場合、労務費に係る積算根拠、行程表を提出すること
- ・通常の道普請 (枝打ち含む) と思われるものは対象外 (木の伐採が必要)

## ○森林所有者と合意が必要な事項

- ・伐採撤去した木竹の補償は発生しないこと (本来所有者自身がすべきであるため)
- ・伐採した立木等の処分について森林所有者と合意があること (売買や廃棄処分)
- ・伐採した立木等の売買による収益があった場合、事業費から差し引くこと  
※森林所有者の合意が得られない場合は事業はできません

## ○補助金交付までの流れ

### 竹田市森林整備促進事業補助金 (集落等森林整備・環境改善モデル事業)

#### ①交付申請の準備

- ・事業に取り組む者、森林所有者双方の合意形成
- ・請負等の場合は2社見積
- ・実施前の写真と場所がわかる図面

#### ②交付申請書の提出 (申請者→市)

- ・必要な書類: 見積書、事業実施前の写真、位置図

#### ③交付決定 (市→申請者)

※交付決定前の事業実施はできません

#### ④支障木の伐採

#### ⑤実績報告書・請求書の提出 (申請者→市)

- ・必要な書類: 領収書の写し、事業実施後の写真、位置図

#### ⑥補助金交付 (市→申請者)

※補助金交付要綱等の詳細については、市役所ホームページでご確認ください。

## 募集期間 令和5年9月末まで

- 問い合わせ先  
竹田市役所農政課林業振興係  
電話 63-4805